

税務課からのお知らせ

●償却資産の申告をお忘れなく

償却資産とは

工場や商店・事務所などの経営者が、事業のために所有している機械や備品などの資産を「償却資産」といい、土地や家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。

また、償却資産は、法人税または所得税を申告する上で、減価償却額または減価償却費として損金や必要経費に算入されます。

なお、課税対象外となるものは、次のとおりです。

- ＊課税標準額(資産の総額)で150万円までの資産
- ＊自動車税や軽自動車税が課税されるもの

申告の義務

償却資産を所有されている方は、地方税法の規定により毎年1月1日現在の所有状況を申告することになっています。対象となる償却資産は、1月1日現在に米原市内に所在する事業用資産です。

該当される場合は申告書を記入の上、平成24年1月末までに提出してください。

申告に必要な書類は12月中旬に送付しますが、新たに申告が必要となる方で申告書をお持ちでない場合は税務課までご連絡ください。

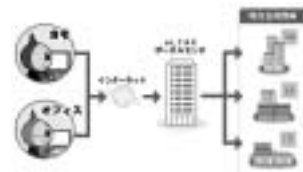
償却資産の例

資産の種類		課税の対象となる資産
構築物	構築物	広告塔、敷地内舗装、門扉、緑化施設、フェンスなど
	建物付属設備	ボイラー、発電機、厨房設備など特定の資産または業務の用に供されるもの
機械および装置		金属加工機械、土木機械、医療用機械、電気機械、その他部品の製造・加工・修理に使用する機械など
車両および運搬具		大型特殊自動車、構内運搬車など
工具・器具および備品		切削工具、取付工具、鍛圧工具、陳列ケース、娯楽用器具、事務備品(パソコン)など

申告には「eLTAX (エルタックス)」を！

償却資産の申告には、インターネットによる電子申告サービス「eLTAX (エルタックス)」が利用できます。

詳しくは、市公式サイト(トップ>まちのくらし>税金>電子申告(eLTAX))でご確認ください。



●家屋を取り壊した場合には届出を



みなさんが所有されている住宅・物置・車庫などには、毎年1月1日を基準日として、固定資産税が課税されます。家屋を取り壊された場合には、今年中に「家屋異動申告書」の提出が必要です。

該当される場合には、印鑑をお持ちの上、税務課またはお近くの庁舎窓口へお越しください。(申告書の用紙は、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます)

- ＊家屋異動申告書を提出いただくと、来年度からは取り壊した家屋の固定資産税は課税されません。
- ＊登記されていた家屋を滅失登記された場合は、届出の必要はありません。

問 市 税務課(近江庁舎) ☎ 52-1556 FAX 52-8730

「青少年育成大会」を開催します



今回は子育て支援にスポットをあて、「親子や家族の絆づくり」をテーマに開催します。

日時▶ 11月19日(土)13時～16時

会場▶ 伊吹薬草の里文化センター

内容▶ 小中学生による作文・意見発表/青少年育成顕彰など表彰式

講演会「子どもをどのように観 どうかわるか」

講師 橋本源之助さん(元滋賀大学教育学部教授)

問 市 こども元気局内 米原市青少年育成市民会議(山東庁舎)

☎ 55-8104 FAX 55-4040

広告主を募集

米原駅東西自由通路の壁面

米原駅東西自由通路の内部壁面で広告を掲出していただける事業者を募集します。

掲出位置と規格・募集区画▼

①在来線改札口上部
(縦1m×横2m) 10面

②新幹線改札口正面
(縦1.5m×横2m) 1面

③西口ご線橋 (縦1m×横2m) 6面
ひと月あたりの広告掲出最低料金▼

①8,000円 ②12,000円 ③8,000円

* 広告掲出料金は募集区画ごとの申込金額の最高額

* 広告枠と広告は、広告主の負担

掲出期間▶平成24年1月16日(月)

～平成25年1月15日(火)

* 1か月単位の短期掲出も可

申込方法▶指定の申込書に必要事項を記入して、下記まで。申込書は米原駅周辺整備課で配布。また、米原市公式ウェブサイトからダウンロード可

申込期限▶11月30日(水)

郵送の場合は必着

その他▼

・市の審査を受けなければ広告を掲出することができません。

・広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。

問 市 米原駅周辺整備課 (米原庁舎)

☎ 52-6628 FAX 52-5195

広告主を募集

納付書などの送付用窓あき封筒

市税の納付書などを送付するための窓あき封筒に広告を掲載していただける事業者を募集します。

広告規格▶縦60mm×横100mm

封筒裏面の右下に1枠 (単色刷)

作成枚数▶40,000 枚

掲載料金▶申込金額の最高額

(最低制限価格5,000円)

* 版下作成費用は広告主負担

掲載期間▶平成24年3月頃から使いきるまで

申込方法▶指定の申込書に必要事項と申込金額を記入し、広告原稿(案)を添えて下記まで

申込期間▶12月1日(木)～12月16日(金)

郵送の場合は必着

問 市 収納対策課 (近江庁舎)

☎ 52-3189 FAX 52-6930

講演会を開催

「山岳寺院松尾寺と近江の山寺」

県の史跡に指定された松尾寺跡をはじめ、全国の山岳寺院の事例を紹介する講演会を開催します。参加は無料で申込も不要です。

日時▶11月20日(日)13時30分～16時

会場▶ルッチプラザ

内容▶調査報告「霊仙をとりまく山寺ー七ヶ別院の実像に迫るー」/講演「全国の山寺の調査と活用」

問 市教委 歴史・文化財保護室

☎ 55-8020 FAX 55-4556

「子ども手当」制度について

子ども手当は、10月から制度が変わりました。主な変更点は次のとおりです。

年齢区分と支給額

0歳～3歳未満(一律) 15,000円

3歳～小学校卒業まで

第1子・第2子 10,000円

第3子以降 15,000円

中学生(一律) 10,000円

※いずれも所得制限はありません。

支給要件

●児童福祉施設等に入所中の場合
里親や施設に入所している子どもは、里親や施設のある住所地の市町村から、里親や施設に対して支給します。

●未成年後見人の場合

未成年後見人の方にも、子ども手当を支給します。

●同居優先について

住民票上父母が別居し、子どもがどちらか一方と同居している場合、同居している方に優先的に子ども手当を支給。ただし、仕事上の都合で別居している場合は、生計維持の高い方に支給します。

申請について

法改正により、申請が必要です。ご家庭に送付した申請書、または広報11月1日号をご確認ください。

問 市 こども元気局 (山東庁舎)

☎ 55-8104 FAX 55-4040

毎月19日は「食育の日」

ほたるんの食育通信

第13号



食育の基本は家庭にあります。家庭でおいしく楽しい食育に取り組みましょう。



なるほどコラム 高齢期(おおむね65歳以上)の食育

高齢期は、食が細くなったり、食事が単調になりやすいため、栄養バランスが偏ったり、エネルギーやたんぱく質が不足しがちになります。エネルギーやたんぱく質が不足すると低栄養状態となり、抵抗力や回復力が低下したり、筋力が衰え、骨折や転倒をしやすくなるなど、病気や介護が必要な状態に陥りやすくなります。高齢期をいきいきと健康に暮らすための食生活を実践しましょう。



★栄養バランスや水分不足に気をつけた食事をしましょう。

★健康状態や体調に合わせて、噛みやすく、飲み込みやすくするなど、食事内容を工夫しましょう。

★家族や友人と楽しみながら食事する機会をもちましょう。

★8020(ハチマルニイマル)運動を実践し、口の中の健康を保ちましょう。

※8020運動とは…満80歳で20本の歯を残そうとする運動

問 市 健康づくり課 (山東庁舎) ☎ 55-8105 FAX 55-2406



「事故0」を
滋賀の道から
あなたから

米原市内の交通事故 (平成23年10月31日現在) ※カッコ内は前年比

件数 147件 (-18件)、死者 5人 (+3人)、傷者 179人 (-34人)



お知らせ

びわ湖ホール声楽アンサンブル地域協働公演 ジョイいぶきクリスマスコンサート

びわ湖ホール声楽アンサンブルと地元のグループの共演もある楽しいクリスマスステージです。ぜひご家族でご来場ください。



日時▶12月11日(日)14時開演
会場▶伊吹葉草の里文化センター
入場料▶大人1,000円/高校生以下500円/親子ペアチケット1,200円
発売所▶伊吹葉草の里文化センター・びわ湖ホールチケットセンター窓口・米原公民館・近江公民館・山東公民館・ルッチプラザ
問 伊吹葉草の里文化センター
☎ 58-0105 FAX 58-0296

第6回米原市芸術展覧会 音楽部門最終審査発表会&表彰式

音楽部門にノミネートされた作曲作品の最終審査発表会と、美術部門および音楽部門の受賞者表彰式を開催します。
日時▶11月27日(日)
13時30分~16時50分
会場▶ルッチプラザ
問 市教委 生涯学習課 (ルッチプラザ)
☎ 55-8106 FAX 55-4556

建築物の吹き付けアスベスト 分析調査補助事業について

全国的にアスベストによる健康被害が顕在化し、大きな社会問題となっています。あなたが所有する建物にアスベストは使用されていませんか?

市では、吹き付けアスベストの分析調査費に対し補助を行なっています。アスベストかなと思われる吹き付け物があれば、この制度をご活用ください。
なお、補助対象建築物等に制限がありますので、事前に都市計画課住宅対策室までご相談ください。

問 市 都市計画課 住宅対策室(近江庁舎)
☎ 52-6926 FAX 52-8790

アクティブシニア交流会 ~男の料理教室第8弾~

今回は、鍋料理に欠かせない鱈のさばき方を魚屋さんから学びます。くもこ(白子)の取り分けも体験できます。調理後は鍋を囲んで忘年会を楽しみましょう。アクティブシニアのたまり場「一寸同志会」の会員も随時募集中です。
日時▶12月10日(土)13時30分~15時
会場▶粗!一寸(ルッチプラザ2階)
定員▶先着20人
参加費▶2,000円(切り身のお土産付)
持ち物▶出刃包丁・エプロン・三角巾・タオル
申込▶12月3日(土)
問 粗!一寸 (ルッチプラザ内)
☎ 55-7171 月曜休

11月25日~12月1日は 「犯罪被害者週間」です

私たちのそばには、犯罪被害にあわれた方がいます。犯罪被害者やそのご家族のみなさんが再び平穏に暮らせるようになるには、私たち一人ひとりの理解と配慮が大切です。

犯罪被害にあわれた方や その家族の方へ



ひとりで悩んでいませんか。困っていることや不安なことなど、下記までご相談ください。個人の秘密は固く守られます。

●滋賀県犯罪被害者総合窓口
(県公安委員会指定NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター)
相談電話 077-525-8103
相談時間 月~金10時~16時
祝日・年末年始を除く
問 県警本部 犯罪被害者支援室
☎ 077-522-1231

全国一斉「労働トラブル110番」

賃金の未払いやサービス残業について、司法書士が無料で相談に応じます。原則として電話相談ですが、希望者には別途面談日を設定します。
開設日時▶11月23日(水・祝) 10時~16時
相談電話▶077-527-5545
077-527-5576
問 滋賀県司法書士会 相談事業部
☎ 077-525-1093

今月の表紙

自主防災活動を
強化していきましょう!



10月26日、米原消防署にて第34回消防競技大会が開催され、市内の企業・団体の中から82人が参加、消火救出、および屋内消火栓についての確に実施できるかを競い合いました。
当日の競技・講習を終えて、いかに初動体制が重要かを学ぶことができました。

エコスタイル

一人が変われば、
世界も変わる!!

LED電球を使ってみよう!

資源エネルギー庁の調査では、“照明”は家庭の消費電力量の第2位。その照明を、LED電球に変えることで手軽に節電できます。

LED電球は白熱電球と比較して、消費電力は約7分の1、寿命も20~40倍です。ON/OFFに強く、点灯するまでの時間も短くて、虫がよりつきにくいという特徴もあります。これらの特徴を踏まえ、購入時には、付け替える場所の口金、電球の形や大きさ、明るさ、光の広がり方や光の色をチェックしておくこと、違和感なく快適なLEDライフを送ることができます。



人のうごき

人口41,032人 (-16) 男20,117人 (+4) 女20,915人 (-20) 世帯数13,736世帯 (+9)

65歳以上の人口 10,173人 高齢化率 24.79% ※ () 内は前月との比較【平成23年11月1日現在】